

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに
 公布する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第5号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第23条第2項の規定により給与を減額する日)</p> <p>第16条 <省略></p> <p><u>(条例第23条の2の規定により市長の承認を得て勤務しないとき)</u></p> <p>第17条 <u>条例第23条の2の規定により市長の承認を得て勤務しないときは、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>職員が、小学校就学後の子のうち9歳に達する日の属する学年の終わりまでの子を養育するため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、任命権者が、市長の承認を得て勤務しないことを必要と認めた場合</u></p> <p>(月の中途において給与が減額される場合等における給料及び地域手当の日割計算)</p> <p>第18条 <省略></p>	<p>(条例第23条第2項の規定により給与を減額する日)</p> <p>第16条 <省略></p> <p>(月の中途において給与が減額される場合等における給料及び地域手当の日割計算)</p> <p>第17条 <省略></p>

(委任) 第19条 <省略>	(委任) 第18条 <省略>
-------------------	-------------------

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。